

寿都町・神恵内村における文献調査報告書の説明会（ファクトリーホール開催分） 開催結果

1. 日 時：2024年12月13日（金） 18：00～20：30
2. 場 所：サッポロファクトリーホール（札幌市中央区北2条東3丁目）
3. 配布資料：①説明資料（文献調査の結果報告 説明資料）
②説明資料別紙
③よくわかる文献調査結果
4. 参加者数：176人
5. 当日の概要：
 - (1) 主催者あいさつ
 - (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
 - (3) 文献調査報告書の内容についての説明
 - 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
 - 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果
 - 3部：今後の法定プロセスと概要調査について
 - (4) 質疑応答
 - (5) 国からの回答
6. 議事概要：
 - (1) 主催者あいさつ

こんばんは。原子力発電環境整備機構、NUMOの専務理事を務めております、苗村と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日は、夕刻にもかかわらず、またお足元の悪い中で、「寿都町ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会に、このように大勢ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

2020年の11月より、ここ北海道寿都町と神恵内村におきまして、4年にわたりまして、文献調査をさせていただいてまいりました。この間、寿都町と神恵内村の皆さまをはじめ、北海道の皆さまには、特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて、感謝と御礼を申しあげます。本当にありがとうございます。

この文献調査、日本で初めての調査ということもありまして、当初の予定より大幅に時間がかかり、皆さまには、大変ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思えます。

そういった中で、調査の結果を、文献調査報告書として取りまとめることが出来まして、11/22に、寿都町の片岡町長、神恵内村の高橋村長、北海道の鈴木知事に、それぞれ提出をさせていただきました。そして、本日、皆さまに、その内容をご報告出来ますこと、あらためまして感謝をいたしている次第でございます。

国民の皆さまには、私どもの事業について、様々なご意見や思い、お考えがありますこと、私どもも承知をいたしているところでございます。また、これまで、北海道の皆さまからも、文献調査を通じて、私どもの事業等について、様々なご意見や、お考えをお聞かせ、いただいております。

このため、この報告書の内容につきまして、北海道の皆さまはもちろんのこと、広く国民の皆さまに丁寧に周知をさせていただき、真摯に、しっかりとご意見を伺う所存でございます。
 - (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[別紙](#)」を参照

(3) 文献調査報告書の内容についての説明

< 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」4～22スライドを参照

< 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果 >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」23～70スライドを参照

< 3部：今後の法定プロセスと概要調査について >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」71～76スライドを参照

(4) 質疑応答

① NUMO事業関連

Q：今回の説明会の位置づけは何なのでしょう。また、新聞折り込みチラシに関係法令に基づき説明会を開催と書いてあるが、法律がなければ必要ないと考えているのか、意見書の提出を求めているが、この意見書をどう扱うのか。

A：・文献調査が終了した後には、法律によりその後の手続きが定められています。文献調査報告書を作成し、都道府県知事、市町村長に送付した後に、内容を公告し、縦覧の手続きに入ります。並行して、報告書の内容に関する説明会を開催することとなり、本日の説明会はその位置づけになります。その後、皆様からいただいたご意見を受理し、意見の概要及び見解をまとめ、道知事並びに町長及び村長へ送付いたします。先ほどのご質問で、法律がなかったら必要ないと考えているわけではなく、ご質問等、説明の機会を与えていただけるのであれば今後も説明に参りたいと考えております。

Q：報告書の作成から意見の概要、また見解の作成まで、どのくらいの期間を予定しているのか。

A：・縦覧期間として90日を定めています。それと並行して、皆様からの意見書を受理し、その期間が終わった後に、それに対する見解書をまとめていきたいと考えています。どのくらいの件数、どのような内容が寄せられるかにもよりますが、なるべく早く取りまとめたいと考えています。

Q：NUMOは純粋な技術集団だと認識しているが、例えば政治的、政策的な意思決定にも関与するような余地は根拠法上あるのか。

A：・NUMOは廃棄物を処分するための処分地選定から施設の建設、操業、閉鎖、これらを一貫して行うという事業者であり、政策的、政治的な意思決定に関わるものではありません。この事業をしっかりと成し遂げるという仕事を任されています。

Q：日本にはガラス固化体がどのくらいあるのか、どのように保管されているのか、使用済燃料が2万7,000本、これから増えそうな本数はどのくらいあるのか。

A：・今、既に日本の国内に存在しているガラス固化体の本数は2,500本です。また、まだ再処理をしていない使用済燃料の状態のものが、日本の原子力発電所の敷地内で管理されています。六ヶ所村の再処理工場が稼働すれば、これらがガラス固化体になってしまうため、ガラス固化体に換算すると約2万7,000本ということになります。既に存在している約2,500本は、青森県六ヶ所村の再処理施設の敷地内などに、一時的に貯蔵する建物があり、その中で管理をしています。

・これから増えそうな本数については、100万kW級の原子力発電所を標準とすると、年間で20本から30本ぐらゐのガラス固化体が発生します。東北の震災後、原子力

発電所はしばらく止まっていたましたが、安全が確認された発電所から再稼働し、現在は10数基が動いています。定期検査等を考えると大体毎年10基ぐらい動いている状況であり、1基当たり30本とすると、年間300本ぐらい増えているという計算になります。

Q：日本国内の原発が全て再稼働すると、年間でガラス固化体は何本ぐらいできるのか。処分場は1カ所で足りるのか。

A：・4万本以上のガラス固化体を処分できる処分場を考えています。仮に4万本ぎりぎりの処分場だとすると、今、既に2万7,000本相当あるため、差し引きすると1万3,000本になります。これがすぐにいっぱいにならないかという、なかなか今のペースであれば、すぐにいっぱいにはならないと考えています。

・今の稼働状況からすると、発生するガラス固化体は1年間に約300本程度となります。これから稼働する予定の原子力発電所もありますが、震災以前は、日本中に原子力発電所が56基程度ありました。これらが稼働した結果、現時点で2万7,000本相当になっています。震災後、廃炉を決めた原子力発電所も20基ぐらいあるため、残りの原子力発電所がこれから全部動いたとしても、昔のような廃棄物の発生量にはならないだろうと考えています。私どもは4万本以上の処分場を作りたいと考えており、今、国の方針としては、2030年の時点で原子力発電の比率を約20%から22%ぐらいにするとしています。それ以外は、原子力発電以外で賄うという想定ですので、その比率で済むのであれば、4万本以上の処分場であれば1カ所で対応できると考えています。

Q：もし地層処分が決定した場合、その場所に日本国内以外で発生した放射性廃棄物も処分するのか。

A：・そのような考えはありません。放射性廃棄物は、長い年月をかけて世界各国で処分方法を検討した結果、自国で処分することが共通の考え方になっています。日本も当然、自国内に処分場を作らなくてはいけません、他の国も自国で処分することになります。あくまでも日本の国内で発生したものを地層処分する考えです。

Q：処分場選定の進め方について、自治体の立候補ありきか、科学的に最適と考えられる場所をNUMOとして考えていけば教えてほしい。

また、日本全国で地層処分に適した場所の目星はついていないのか。事前に予想できているなら、不適と思われる自治体でも、手を上げれば調査するのはなぜか。文献調査は日本全国を一気に調べられるのではないか。

A：・NUMOとして処分地の目星を付けることはできません。日本の中で、最初から難しい場所や、調べてみる価値がある場所というのは、2017年に国から示された科学的特性マップで示された地図により参考にしています。ただ、本当に処分場ができるかどうかというのは、その記録だけでは判断できないため、実際に調査をしてみないとわからないということになります。科学的特性マップの中でグリーンの地域になっているところは可能性があるというように思いますが、最終的には調査をさせていただき決めていくことになります。

Q：今回の文献調査について、寿都町と神恵内村が選ばれたのはなぜか。私の知るところでは別に適した場所があると伺っているが。

A：・最終処分場を決めていくにあたっては、文献調査、概要調査、精密調査の3段階の調査をしなければなりません。調査をするためには、調査に協力していただく自治体が必要であり、今回寿都町と神恵内村から調査に協力して良いというお話をいただき、それに基づいて調査をさせていただいています。これから先、他の自治体から手が挙がった際、科学的特性マップで見た際に当該自治体の全域がオレンジ色（好ましくな

い特性があると推定される地域) になっているような状況であれば、ご協力をいただいても難しいという判断になることもあり得ますが、何らかの評価ができるということであれば、調査をさせていただきたいと考えております。

Q : 処分場の場所について、受益者負担の観点から、原子力発電所と最終処分場等の施設は電力の恩恵を一番受けている地域が引き受けるべきだと考えるが、いかがか。

また東日本大震災では、原発の被害は立地町以外にも及んだが、近隣の市町村の意見は反映されるのか。

A : ・ 処分場を選定するにあたり、例えば原子力発電所がある地域や、電気を最も多く使っている地域でといったご意見もいただきます。もちろん当該の地域がこの事業に協力していただけるということであれば、それに基づいて調査をさせていただきたいと思いますが、例えば原子力発電所があるから、電気を最も多く使っているからという理由だけで、そこで処分場をとということではなく、あくまで当該地域の方のご意見を踏まえ、ご了解をいただいた上で調査をさせていただくものと考えています。

② NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q : ガラス固化体を地上に置いておいたらどのような悪影響があるのか。

ガラス固化体の放射能は1000年経ったら下がるという話があったがそれはどういうことか。

A : ・ ガラス固化体の中には40種類以上の放射性物質が含まれています。放射性物質には各々固有の時間が経つと、物理法則、自然の法則に従い放射能が減っていき、放射能が半分になる半減期という数字があります。半減期が30年というのは比較的短いものになりますが、セシウム137や、ストロンチウム90といったものが大部分を占めており、30年で半分、60年で4分の1と下がっていきます。

・ 逆に半減期が長いものもあり、200万年を超えるものもあります。ほとんど減らないというものも混ざっているため、長い時間かけても減っていかないという特徴があります。このような特徴もあるため、長期間いかに保管するかということが大事になります。

・ 地上に置いておいたらどのような悪影響があるのかという点につきましては、地上で管理するための施設をどうするか、その管理方法をどうするか、ということが必要になり、ただ置いておけばいいわけではないため、管理するための体制や施設等が必要となり、その維持も大変になるということで、非常に大きな影響をもたらすと考えられます。

Q : 幌延問題が浮上した当時である昭和59年、国会審議において、動燃事業団理事の植松邦彦氏はガラス固化体1体のキュリー数は低レベル放射廃棄物ドラム缶の数100万本に相当すると述べている。現在NUMOが扱っているガラス固化体も同じレベルの放射能レベルか。

A : ・ NUMOが処分する対象物は、再処理工場で廃液を固化したガラス固化体、またTRU廃棄物というものです。再処理工場は、今、六ヶ所村で建設が進んでいます。それから、1981年(昭和56年)に操業した茨城県東海村にある東海再処理施設があります。今のJAEAです。また、海外で再処理した廃棄物も日本に返ってきており、それら3種類のガラス固化体があります。昭和59年に述べられたガラス固化体のキュリー数の内容については承知しておりませんが、東海の再処理は既になされていますので、この時と同じガラス固化体のことだと思います。再処理工場は大きく3つのところがあり、海外にはイギリスとフランスの2箇所ありますが、性質はほぼ同じであるとご理解いただければと思います。

Q : 海外において地下水流のある場所に処分場を作ろうとしている国があればどこなのか教

えてください。300メートルより深いところの地下水の移動速度は具体的にどの程度か科学的にわかっているのでしょうか。5000年から10万年のオーダーで広がった場合、どの程度の範囲に汚染を留められるかということをお教えしてほしい。

A：・地層処分はもともとの考え方として、300メートルより深いところに閉じ込めて、人間の生活環境から離し、それを維持していき、放射能が減っていく間、地中に閉じ込めておくというものです。地下水の流れという観点で、影響があるとすると、地中に留めたい放射性物質が地下水に混ざり地表に出てくることが可能性としてはあると思います。地下水が速いところはよろしくなく、地下水の流れがどうかというのは場所によって変わるため、概要調査に進ませただけなのであれば、現地の地下水の流れをしっかりと調べることが必要になります。そのため、今時点でこの地点で地層処分が可能ですということではなく、現地の地質環境をしっかりと調べることが大事になります。

Q：何世代にもわたる管理の中で、想定外の事象によりその土地が汚染され、国土が失われた場合、これだけの広範囲にわたる影響のあるものを1市町村の判断でできるとは思えないがどうか。

A：・地層処分したものが生活環境に影響をもたらさないということが、守らなければならない大事な点ですが、大きな影響をもたらす可能性があるということであれば、地層処分として不適であることになるため、地質環境を調べ、そこにどういったものを置いたときにどういう影響になるのかということをしっかり評価し、安全性が確認されて初めて地層処分の処分場を作れるという計画を具体化できます。ただ、最終的には、原子力規制委員会による審査をし、許可を受けるということで事業を進めることになります。

③ 文献調査報告書の内容関連

Q：寿都地域に分布している磯谷溶岩について、最近、岡村聡が火山学会で第四紀火山であるという絶対年代について言及し、第四紀火山であると発表しているが、その知見についてNUMOとして学術的な視点から、学会で議論、さらにその場で質問や討議をしたものは論文に準ずるものとなると考えるが、NUMOとしてその知見をどのように捉えているのか。

A：・この周辺では、磯谷溶岩そのものではないですが、周辺の地層の年代についての論文が2つくらいありました。それらをもとにして、はっきりとはしないため概要調査に行った際に特に確認する事項としています。基準としては、第四紀に地下から出てきたものであれば、そこを避けます。それから、そこが火山の中心であれば、そこから15キロ以内を避けるという基準があります。2024年8月1日に国の審議会でも報告書の全体を見ていただき、そこで一旦区切りを付けていますが、その後も岡村先生だけではなく、影響を与えるような知見はないかということについて目を光らせておりました。その中で、岡村先生のご意見が、秋の火山学会には間に合わなかったため、口頭で発表されたと聞いています。そのため、それが論文になれば、それを見ていくこととなります。寿都町でのシンポジウムもあり、そちらでもお話をされていたのを聞いていますが、第四紀かどうかや、地下から出てきたものであるか、また、火山の中心であったかについて不明確なところがあるため、現状では、概要調査に進むことができれば、現地調査等によって確認をしていきたいと思っています。

Q：概要調査でも結果わかりませんでしたので次の精密調査で確認しますとなると、結局何10年もこの問題に振り回され続けることにどれだけの意味があるのか。活断層、火山などについては、基本的に概要調査で調べるという説明があった。2月に発表された報告書案にはなかったものが、はじめに等に加えられているが、最終処分法は文献調査時に活断層、火山について調べ避けるべき場所は避けると読め、法律すら無

視していることにならないか。

- A : ・ 文献調査時には、地層の著しい変動と第四紀の未固結と鉱物資源、これが要件になっています。火山や活断層、地層の著しい変動というのは文献調査と概要調査の2段階で調べることになっています。精密調査になると、地下にトンネルを掘って調べていくため、だんだんと対象範囲は狭まっていきます。対して、活断層や火山は広域的な現象であるため、比較的広域的な調査を行います。概要調査で基本的には結論を出さなければいけないと考えています。
- ・ 概要調査では、坑道の掘削への支障がないか、地下水流等の悪影響がないかについても調べます。300メートルより深いところの岩盤の性質や地下水の性質を調べなければいけません、一般的な論文では、そういったところまで調べているものは非常に少ないです。そのため、現地調査を伴う概要調査の時から、岩盤とか地下水を調べて参ります。

Q : 寿都町で触れた水冷破碎岩はとてももろかったです。これは寿都町周辺の代表的な地層岩石だそうです。この地層岩石は安全だと思われませんか？ 専門家が概要調査でも両町村の岩盤特性を把握するのは困難だと言っています。どのような手法で調査をし、その安全性または安全でないことを証明するのですか。

- A : ・ 文献調査におきまして、水冷破碎岩の特性を、特に300mより深いところでのデータがないか探しましたが、ありませんでした。そのため、技術的観点からの検討では十分な判断はできなかつたと書かせていただいています。現地調査、深いところのボーリング等で調べないと明確にわからないため、概要調査へ進むことができましたら、現地で調べていきたいと思っています。どういう方法かという、岩盤の調査は調査方法が既に確立されており、ダムや地下空洞といった色々な場所で色々な手法が確立されております。気を付けなければならないのは、水冷破碎岩は、1000万年前ぐらいの海底火山が噴火し、それが水に冷やされて破碎されたものもあれば、マグマのまま非常に硬く固まっているものもあります。色々とはらつきがあるため、一般的な岩盤よりも入念に調査をしなければいけないと考えており、留意点とさせていただきます。

④ 文献調査報告書のうち経済社会的観点関連

Q : 避けるべき場所には地上施設も建てることはできないのか。

- A : ・ 将来施設を作っていくことになると、法律上で全く利用ができない場所、制約を受けている場所は開発ができないため、そのような制約があるのかないのかをまず調べます。公開情報をもとに調べており、具体的には、国交省のシステムや、環境省のEADASシステムを使って調べています。国土利用計画法に基づく5地域は都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域がありますが、北海道では国土利用計画法に基づいて土地利用基本計画を定めており、北海道の土地はこの5地域に色分けされています。また、それぞれ、農業地域は農振法や農地法、自然公園地域は自然公園法というように個別の規制法が紐づいており、これらの地域の無秩序な開発を制限しているという形になっています。
- ・ 神恵内村の場合では、自然公園法に基づいてニセコ積丹小樽海岸国定公園の指定があり、海岸地域は普通地域に指定されています。それから、その海岸の陸域は第3種特別地域あるいは第2種特別地域に指定されており、これらの地域で岩石や土砂の採取を行おうとする場合は、その海岸については知事への届出、緑や赤で表してある部分については知事の許可を得なければならないと自然公園法で規定されています。また、神恵内村には神恵内村トドマツ遺伝資源稀少個体群保護林があり、国有林野の経営資源に関する法律で保護林に指定されています。これは原則として開発することができないエリアと認識しています。避ける場所には地上施設も建てることはできないのか、ということに関しては、保護林に関しては一切触ることができないと思います。それ

から、国定公園の場所については、知事の許可が得られれば、そういった開発ができるということになるかと思えます。同じく、国有林、あるいはそのほとんどが保安林になっていますが、こういった地域を利用する場合にも、許可を得なければできないということになっています。

Q：ユーカラを調査したか。

A：・その地域の伝承や地域の方々が大切にされているものに関しては、東京では調査できないため、今後、次のステップに進む機会が与えられる場合には、しっかりと調査をし、守るべきものは守っていきたいと考えています。

(5) 国からの回答

・本日はお足元の悪い中、本説明会にご参加いただきありがとうございます。また、文献調査を受け入れてくださった寿都町、神恵内村の皆様、そしてこの問題に関心を持っていた皆様へ改めて御礼を申し上げます。

Q：国の原子力政策について。

A：・我が国のエネルギーをめぐる状況というのは、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、デジタルトランスフォーメーション、それからグリーントランスフォーメーション、この進展により、電力需要の今後の大幅な増加も見込まれている状況です。こうした中で、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素、こうしたものを同時に実現していくためには、原子力は再エネとともに脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に最大限活用するというのが政府の方針です。もちろん、東京電力福島第1原子力発電所事故への真摯な反省、これは決して忘れてはならない、原子力政策の原点であると思っており、原子力の活用にあたっては安全性の確保が大前提であると思っています。安全神話に二度と陥らないとの教訓、これを肝に銘じ、高い独立性を有する原子力規制委員会が設置され、事故の反省や国際基準の動向も踏まえた新規制基準、これを策定してきました。原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めない限り、原子力発電所の再稼働が認められることはないという政府方針には変わりはありません。

Q：国の方の審議会でもとめたこの文献調査段階の評価の考え方、これについては除外の基準を示していないことが大きな欠点ではないか。

A：・除外すべき基準、避けるべき基準というものがあり、こうした基準も評価の考え方の中でお示しさせていただいています。さらにその確認の仕方として、例えば火山の年代を調べるであるとか、火道岩脈の位置、痕跡を調べるであるとか、さらには地下水の成分についてマグマと関係するようなものがないのか等について、既存文献、既存データで触れられているかどうかを確認しています。

Q：重大事故と想定した政策や責任について書かれた法令名と文書名を示してください。

A：・地層処分、最終処分に関しては、原子力関連施設となるため、原子力関連の諸法令、原子炉等規制法や、責任という話であれば原子力損害の賠償に関する法律、こういった法令の規定が適用されるということになります。

Q：法定プロセスの中で地元の意見を尊重するとはどういう意味か。最終処分法上、地元の意見を聞くということになっているが、それは法律に書いてあるように、都道府県知事及び市町村長だけなのか。

A：・法律上は、都道府県知事及び概要調査等の対象地域を管轄する市町村長の意見を聞き、これを尊重して進めるとなっています。もちろん、その市町村長なり首長がご判断されるにあたっては、住民の皆様のご意見を勘案した上で、地域に対して行政責任を負う者

としてご判断されるものと認識しているため、そういった形で地域の意見を確認するということだと思います。それに関連して、例えば住民投票はどうかということですが、これは首長がご判断されるに当たりどういう手段をとるのかということであり、我々がその是非について申し上げる立場にはないと思っています。そして、意見を尊重というのは、実際にはどういうことなのかということですが、最終処分法上で、知事と市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重するというようにしており、その意見に反して先へ進むことはないということです。

- ・さらに、条例との関係や、知事が反対と言っている、ということもご質問を頂戴しており、これについては、条例であるとか、そういったことについて私の方からコメントする立場にはありませんが、我々としては、この最終処分は、全国のどこかでこれを作っていかなければならないというものです。そのため、最終処分の必要性、それから今回のプロセスで文献調査の報告書をNUMOがまとめましたので、この文献調査の結果を、寿都町、神恵内村はもちろんのことですが、北海道の皆様、さらには全国に対してしっかりとご説明をして、ご理解を得ていくということに尽きると思っています。

Q：なぜ調査のステップごとに多額のお金を交付することにしたのか、交付金90億円を得るのが自分の役割だと片岡町長はおっしゃっていたけども、そのことについてどうお考えか。

A：・最終処分は、全国どこかで実現しなければならない国家的な課題であると思っています。この国民共通の課題解決のため、調査に手を挙げてくださった地域の皆さまへ社会全体の利益を還元していく、その感謝の意を表明していくという観点から、交付金制度が設けられています。実際にこの4年間、地元では、集中的、継続的に対話活動や理解活動、こうした活動を片岡町長ご自身も、やられてきていると思っており、最終処分についてご理解をいただき、そこに向けて取り組んでいただいていることについて、我々として、社会全体として利益を還元していくというものだと思います。

Q：安定した地層を科学的に選定するべきではないか。

A：・長期の地質環境の安定性ということ、極めて重要なことだと思っており、科学的に安定した地質・地域を選んでいくということだと思っています。その観点から、まさに2017年に、国で科学的特性マップというものをお示しさせていただいて進めてきています。一方で、これは100年にも及ぶ、非常に長期の事業ですので、地域のご理解を得ながら進めていくことも同時に重要であると思っており、我々としては特性マップをお示ししながら、自分の地域が安定した地層処分可能な地域なのか否かということも、ご検討いただいた上で、地域の理解を得ながら、進めていくということが重要であり、まさに両輪ということだと思っています。

Q：地層処分することは法律で決まっているということだけれども、その法律ができるまでのプロセスはどうだったのか。日本でできるのか、もしくは長期に地上で保管するべきではないのか。

A：・地層処分という方針を決めるまでの間ですが、高レベル放射性廃棄物をどういう形で処分するのかということについては、原子力発電の利用が始まるよりもさらに前の1962年から検討が開始されております。その一連の検討を踏まえて、まず1976年から地層処分についての検討が始められました。その上で1999年、今のJAEA、当時の核燃料サイクル開発機構が、通称「二次取りまとめ」というものをまとめ、日本でも地層処分が実現可能であるということを示され、それについて原子力委員会の方でもしっかりと審査をした結果、日本で地層処分を進めていこうという方針が決まったということです。それを踏まえ、最終処分法が国会で議論をされ成立しているという流れであり、地層処分が技術的に実現可能か否かということもしっかりと検討した上で今の政策ができあがっています。

- ・長期の地上管理をするべきではないかというご意見について、地層処分を我々が推進する理由、意義というところですが、まず原子力発電を利用してきた、原子力発電の恩恵を受けてきた我々の世代が、この問題について解決に向けた取り組みを進めなければならないと言うのがまず一つあると思っています。さらにはその際に、その方法として、将来の世代に過度な負担を強いるようなやり方にはしない方が良いというところ。それからもう一つ、将来もしかしたら新しい技術が出てくるかもしれないであとか、そういうご意見もありますが、やはり不確実な未来に期待をして、今、何もしないということは、現世代の責任としていかなものかと思っています。長期の地上管理といっても、将来の社会がそれを維持できるだけの状況かどうかというところも今の世代にはわかりません。そのため、国際的にも共通の考え方ではありますが、こうした点を踏まえれば、現時点で実現可能な唯一の方法である地層処分、これに向けて現世代が、具体的なアクションを起こしていくことが必要であろうと思っておりますし、その観点からして、処分地の選定というものを進めさせていただいているところです。まだまだ、最終処分の必要性について、なかなか伝えきれていないということも事実ではありますが、今回、法定説明会の機会もいただいております、こうした中でも、しっかりとご説明をしていく、北海道のみならず全国に対しても、改めてご説明をしてまいりたいと思っています。

以 上